

(改正部分は下線を引いて示した)

予防接種・ワクチン分科会参加規程

平成28 年 6 月 9 日

予防接種・ワクチン分科会

(通則)

第1条 予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）並びに分科会に設置された部会及び小委員会（以下「分科会等」という。）における審議への参加については、厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）及び厚生科学審議会運営規程に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(適用対象部会)

第2条 分科会並びに次に掲げる部会及び小委員会を対象とする。

- 一 予防接種基本方針部会
- 二 研究開発及び生産・流通部会
- 三 副反応検討部会
- 四 ワクチン評価に関する小委員会
- 五 季節性インフルエンザワクチンの製造株について検討する小委員会

(適用対象審議)

第3条 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方等の調査審議のほか、厚生労働大臣から諮問された案件等すべての議決を要する審議に適用する。

(適用対象委員等)

第4条 委員、臨時委員、専門委員（以下単に「委員」という。）及び参考人（以下「委員等」という。）に適用する。（申請資料作成関与者の取扱い）

第5条 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方等の調査審議において、調査審議されるワクチン（注1）の薬事承認、再評価等の申請資料又は申請者からの依頼により作成された申請資料に著者として名を連ねた者、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第2条第3項に規定する治験責任医師、同条第4項に規定する製造販売後臨床試験責任医師、同条第11項に規定する治験分担医師、同条第12項に規定する製造販売後臨床試験分担医師、同条第16項に規定する治験調整医師、同条第17項に規定する治験調整委員会の委員又は医学・薬学・生物統計学等の専門家等として薬事承認申請資料等の作成に密接に関与した者（以下「申請資料作成関与者」という。）である委員等が含まれる場合には、分科会等における審

議及び議決は、次によるものとする。

- 一 委員等からの申請資料作成関与者に該当するか否かの申告を受け、これに該当する委員等がある場合は、分科会長（部会にあっては部会長、小委員会にあっては小委員長。以下同じ。）は、審議開始の際、その氏名を報告する。
- 二 申請資料作成関与者である委員等は、当該ワクチンについての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室する。ただし、当該委員等の発言が特に必要であると分科会等が認めた場合に限り、当該委員等は出席し、意見を述べることができる。

（特別の利害関係者の取扱い）

第6条 前条に定めるもののほか、調査審議されるワクチンを製造販売する企業（開発している企業を含む。）との間で、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する委員等は、分科会長に申し出るものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

（議事録）

第7条 委員等が前二条の規定に該当する場合は、その旨を議事録に記録するものとする。

（審議不参加の基準）

第8条 委員等本人又はその家族（配偶者及び一親等の者であって、委員等と生計を一にする者をいう。以下同じ。）が、申告対象期間中に調査審議するワクチンの製造販売業者からの寄付金・契約金等（注2）の受取（割当てを含む。以下同じ。）の実績があり、かつ、それぞれの個別企業からの受取額が、申告対象期間中に、年度当たり500万円を超える年度がある場合は、当該委員等は、当該ワクチンについての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室する。

（議決不参加の基準）

第9条 委員等又はその家族が、申告対象期間中に調査審議されるワクチンの製造販売業者からの寄付金・契約金等の受取の実績があり、かつ、それぞれの個別企業からの受取額が、申告対象期間中のいずれの年度も500万円以下である場合、当該委員等は、分科会等に出席し、意見を述べることができるが、当該ワクチンに関わる議決には加わらない。ただし、寄附金・契約金等の受取額が、申告対象期間中のいずれの年度においても50万円以下である場合、当該委員は議決に加わることができる。

（議決権の行使）

第10条 前条本文の規定により、委員が議決に加わらない場合においては、当該委員の

議決権は、議決に加わった委員の可否に関する議決結果に従って分科会長より行使されたものとする。

(委員等からの申告)

第11条 申告対象期間は分科会等の開催日の属する年度を含む3年度とし、分科会等の開催の都度、その寄付金・契約金等について、最も受取額の多い年度等につき、自己申告するものとする。

(企業への確認)

第12条 第5条、第6条及び第11条に基づく申請資料作成関与者の取扱いや寄付金・契約金等の受取額の自己申告（以下「寄付金等の自己申告」という。）について、委員等は、事務局を通じ企業に対し、企業が寄付金・契約金等の情報公開のために保有するデータを活用して必要な確認を求めるものとし、事務局からの報告を踏まえ必要に応じて、補正を行うものとする。なお、上記確認に関し、委員等は、事務局が当該委員等の寄付金等の自己申告の受取額に関する情報を企業とやりとりすることについて、初めての自己申告時まで、あらかじめ同意するものとし、事務局は、必要に応じて企業に対して、こうした同意を得ている旨を申し添えることができるものとする。

(特例)

第13条 委員等本人又はその家族が、第8条に該当する場合であっても、当該委員等の発言が特に必要であると分科会等が認めたときは、当該委員等は審議に参加することができる。

(情報の公開)

第14条 委員等が、第8条又は第9条本文の規定に該当する場合については、事務局から各委員等の参加の可否等について報告するものとする。なお、各委員等から提出された寄附金・契約金等に係る申告書は、分科会等終了後速やかに厚生労働省ホームページ上で公開する。

附則

この規程は、平成25年4月22日から施行する。

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月9日から施行する。

この規程は、平成30年2月〇日から施行する。

注 1：「調査審議されるワクチン」とは、薬事・食品衛生審議会薬事分科会又はそれに設置された部会（以下「薬事分科会等」という。）において審議され、我が国の市場に流通し、予防接種・ワクチン分科会において調査審議することとされたワクチンとし、各ワクチンにつき、申請資料作成関与者に該当するか否かの申告を行う製品の数は 4 製品までとする。具体的には、薬事分科会等において薬事承認について審議された製品及び当該製品が審議される際に申請者から競合品目として提出され、薬事分科会等において競合品目の選定根拠に係る資料の妥当性について審議された製品とする。ただし、同じ効能・効果を有する製品が薬事分科会等において審議され又は市場に流通される前にある場合は、これらの製品に準じるものとする。

注 2：「寄附金・契約金等」とは、コンサルタント料・指導料、特許権・特許使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬及び委員等が実質的に使途を決定し得る寄附金・研究契約金（実際に割り当てられた額をいい、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。）等や、保有している当該企業の株式の株式価値（申告時点）も金額の計算に含めるものとする。ただし、委員等本人宛であっても、学部長あるいは施設長等の立場で学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明らかなものは除くものとする。